

第三者損害に対する補償費負担等 に関する協議書（第〇回）

東京都（以下「甲」という。）と下水道建設株式会社（以下「乙」という。）は、乙が施行した 〇年度、〇〇〇〇第〇〇〇〇号 新宿区西新宿一、二丁目付近再構築工事に（以下「本工事」という。）に関する第三者の所有物件等に係る損害について、その補償の実施方法及びこれに要する費用の負担等に関し、下記のとおり協議し承諾したので、協議書を取り交わす。

記

第1条（協議の目的）

本協議書は、次に掲げる事項について、甲乙間の負担割合及び精算方法を定めるとともに、第三者損害に対する補償の実施及びそれに付随する事務処理を円滑に行うことを目的とする。

- 1 事後調査費用等
- 2 第三者損害に対する補償金その他これらに付随して発生する費用

第2条（補償の実施及び住民説明）

- 1 第三者損害に対する補償は、乙が誠意をもってこれに当たり、迅速かつ適切に処理するものとする。
- 2 乙は、別紙明細書に記載の補償限度額の範囲内において第三者との和解等を行うものとする。
- 3 損害が発生しなかった家屋等の所有者には、乙は誠意をもって説明し、理解を得るものとする。

第3条（費用及び負担割合）

- 1 第1条第1項の費用は、別紙明細書のとおりとする。
- 2 第1条第2項の費用は、第三者との和解等のために乙が支払った補償金及び口座振込手数料とする。
- 3 前二項は、別紙明細書に定める負担割合により、甲乙がこれを負担する。
- 4 分割協議により前項の負担割合を確定することができない場合は、本工事における次回以降の協議時に負担割合を取り決めるものとする。

第4条（費用の請求及び精算）

- 1 乙は、第2条により和解等を行い、所定の様式により、事後調査費用等、支払った補償金及び口座振込手数料について、甲の負担額を請求するものとする。
なお、請求書には、支払った補償金及び口座振込手数料の証拠書類を添付するものとする。
- 2 甲は、前項による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に当該負担額を支払わなければならない。

第5条（協議事項の変更）

本協議書に定めのない事項又は変更すべき特段の事由が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

（作成）

本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

○年○月○日

甲

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都公営企業管理者
下水道局長 ○○ ○○ ㊞

乙

東京都新宿区西新宿二丁目9番1号
下水道建設株式会社
代表取締役社長 下水 道雄 ㊞

（注）・都と受注者の代表者名義は起因となった工事の契約書と同一とする。

- ・分割協議でない場合は、第3条第4項を削る。
- ・分割協議時は、本協議書の表題の末尾に分割回数「第○回」を記載する。
- ・分割協議第2回以降に負担割合が確定した場合は、第3条第4項を次の文言に改める。「○年○月○日付協議書第3条第4項で次回以降に取り決めた負担割合については、本協議書別紙明細書のとおりとする。

（A4タテ）